

令和八年三月二十五日

聖籠町農業委員会第二十六期

第十三回総会議事録

聖籠町農業委員会 第26期 第13回総会議事録

聖籠町農業委員会第26期第13回総会は、令和8年3月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

| | |
|--------------|----------------|
| 1番 宮下吉勝(会長) | 2番 八幡裕(会長職務代理) |
| 3番 神田勝(農地部長) | 4番 宮野公之(農政部長) |
| 5番 齋藤睦子 | 6番 岩渕せん |
| 7番 長谷川智之 | 8番 加藤孝博 |
| 9番 新保昭治 | 11番 宇都宮直子 |
| 12番 渡邊富子 | 13番 堀常正 |

2 欠席委員

10番 齋藤直樹

3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮川 顕 次長 天野 秀一 主事 相馬 宏向

4 総会の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

日程第5 議案第3号 聖籠町農業委員会事業方針並びに事業計画(案)の承認について

日程第6 議案第4号 最適化活動の目標の設定等(案)の承認について

5 会議の概要

議長 ただいまより、聖籠町農業委員会第26期第13回総会を開会します。
最初に出席状況を報告します。ただいまの出席委員は12名、欠席委員は1
名です。会議規則第7条の規定に基づき、会議は成立いたしました。
(開 会 午後2時00分)

議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、
12番委員、13番委員を指名いたします。
なお、説明者には次長、書記には主事を指名します。

議長 日程第2、会期の決定について、令和8年3月25日、本日1日限り
としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程
いたします。事務局説明願います。

次長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。
なお、番号85から番号87につきましては、再設定でございますので、朗
読説明を割愛させていただきます。

番号88、申請地は、大字網代浜字宮下〇〇〇です。

地目はいずれも田であり、面積は2筆合計で6,028㎡です。網代浜の譲
り渡し人から網代浜の譲り受け人への賃借権の設定です。譲受人の経営面積は
175,389.09㎡です。

番号89、申請地は、大字蓮潟字家ノ前〇〇〇です。

地目はいずれも田であり、面積は2筆合計で1,537㎡です。二本松の譲
り渡し人から蓮潟の譲り受け人への贈与による所有権の移転です。譲受人の経
営面積は1,057㎡です。

番号90、申請地は、大字蓮潟字龍門〇〇〇です。

地目は田と畑があり、面積は、田が30筆で16,437.39㎡、畑が9
筆で4,214.77㎡、田と畑の合計で20,652.16㎡です。蓮潟の
譲り渡し人から諏訪山の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人
の経営面積は12,827㎡です。

番号91、申請地は、大字諏訪山字川端〇〇〇です。

地目はいずれも畑であり、面積は2筆合計で297㎡です。諏訪山の譲り渡
し人から諏訪山の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営

面積は158,236.57㎡です。

これらの案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議案第1号 総合計

田 44筆 32,411.39㎡

畑 11筆 4,511.77㎡

計 55筆 36,923.16㎡

令和8年3月25日提出

聖籠町農業委員会 会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 議案第1号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 この件につきまして、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第4、議案第2号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 議案第2号農用地利用集積等促進計画に係る意見についてご説明いたします。このたび、中間管理権の設定につきまして、23件の申し出がありました。農林公社が農地を借り入れるものが12件、農林公社が借り入れた農地を耕作者へ転貸するものが10件、農林公社が転貸している農地の耕作者を移転するものが1件です。

農用地利用集積等促進計画につきましては、町が計画を作成するにあたり、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされていることから、町から農業委員会に対して意見聴取の依頼を受けているところです。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 議案第2号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 この件につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議いたします。8番委員退席願います。

(8番委員 退席)

議長 番号260、271、278について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号260、271、278について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(8番委員 入場、着席)

議長 以上で議事参与に関する案件が終了しました。
ほかの案件について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第2号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第5、議案第3号聖籠町農業委員会事業方針並びに事業計画(案)の承認について上程いたします。事務局説明願います。

次長 議案第3号聖籠町農業委員会事業方針並びに事業計画(案)の承認について説明いたします。令和8年度の事業計画を標記のとおり策定いたしました。基本的な部分は今年度の事業計画を踏襲しており、大きく変更となる箇所はありませんが、令和8年度事業としてご承認いただければと思います。

議案第3号

令和8年3月25日提出
聖籠町農業委員会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 議案第3号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 この件につきまして、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第3号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第6、議案第4号最適化活動の目標の設定(案)の承認について上程いたします。事務局説明願います。

次長 議案第4号最適化活動の目標の設定(案)の承認について説明いたします。次年度に向けた最適化活動の目標の設定を標記のとおり策定しました。目標の設定は、国が示しているガイドラインに基づいており、委員の活動については、月10日としております。次年度の目標の設定について、ご承認いただければと思います。

議案第4号
令和8年3月25日提出
聖籠町農業委員会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 議案第4号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 この件につきまして、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第4号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午後2時11分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

令和 年 月 日

聖籠町農業委員会

議 長 _____ (印)

聖籠町農業委員会

署 名 委 員 _____ (印)

署 名 委 員 _____ (印)